

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和3年5月7日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2000390 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2100008 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から平成 13 年 4 月 1 日まで

請求期間において、A社の取締役として同社に在籍していたにもかかわらず、同社の年金記録が平成 13 年 4 月 1 日以降の記録しかないのはおかしいので、調査の上、既存の年金記録に加えて訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間においてB社及びC社(以下「関連会社」という。)の取締役として勤務するとともに関連会社の親会社であるA社の取締役も兼務していたため、既存の関連会社に係る厚生年金保険の被保険者記録にA社の記録を追加し、訂正してほしい旨主張しているところ、商業登記簿謄本によると、請求者は平成 4 年 5 月 29 日から平成 13 年 6 月 20 日までA社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社は、請求者は平成 4 年 5 月から同社の取締役で部長として在籍していたが、請求期間当時の報酬額や詳しい勤務実態を確認できる賃金台帳等の資料がないことから、請求期間は同社に係る厚生年金保険の被保険者とすべき者であったか不明としており、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を取得する届出については、関連会社のうち請求者が主として勤務していたいづれかの事業所において行っていたことから、従たる事業所であるA社においては当該届出を行っておらず、同社が請求者に支給した報酬からは保険料を控除していなかった旨回答している。

また、A社から提出された請求者に係る平成 3 年から平成 6 年までの期間及び平成 9 年から平成 12 年までの「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬決定通知書」等においても、関連会社のうち主として勤務していた事業所が事業主として記載されており、その記載内容は、オンライン記録と一致する。

さらに、商業登記簿謄本からA社及び関連会社において取締役であった者の年金記録を確認

したところ、二以上の事業所の厚生年金保険被保険者記録がある者はいない上、請求期間当時、同社及び関連会社において取締役であった複数の者は、二以上の事業所で厚生年金保険の被保険者であったことはなく、一社においてのみ厚生年金保険に加入していた旨回答している。

このほか、請求者のA社における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がA社において、厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されたことを認めることはできない。